

福岡県医発第1035号(地)
平成18年 8月12日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義 武



政府管掌健康保険生活習慣病予防健診実施医療機関の申請について

福岡社会保険事務局におきまして標記実施医療機関の申請を、別紙基準により8月末日まで受付していますので、会員各位へ周知方よろしくお願いいたします。
なお、詳細につきましては、下記へお問合せ願います。

記

1. 受付期間 平成18年 8月 7日～平成18年 8月31日 (申請書必着)
2. お問合せ先

福岡社会保険事務局保険課保険管理係
〒812-8534 福岡市博多区博多駅前3-25-21
博多駅前ビジネスセンター2階
TEL092-415-3620

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽



政府管掌健康保険生活習慣病予防健診実施機関の新規指定申請の受付について

政府管掌健康保険生活習慣病予防健診(一般健診、付加健診、乳がん・子宮がん検診、肝炎ウイルス検査、生活習慣改善フォローアップ健診)につきましては、下記Ⅰ「健診実施機関の選定基準」(以下「選定基準」という。)及び下記Ⅱ「政府管掌健康保険生活習慣病予防健診実施機関選定実施細則」(以下「実施細則」という。)を満たす医療機関につき、社会保険事務局長が選定したものに委託して実施いたします。

選定基準及び実施細則を満たし、平成19年4月からの新規指定を希望する医療機関(福岡県内に限る)は、受付期間内に「実施機関申請書」等の必要書類を提出して下さい(書類については「実施細則」4(1)参照)。

受付期間等は次のとおりです。

なお、申請書を提出された医療機関については、書類審査後に実地調査を行ないます。

■ 受 付 期 間

平成18年8月7日(月)から平成18年8月31日(木)まで

※申請書必着とします

(受付時間) 9:00~17:00 ※土日・祝日は除く

■ 申請書受理・提出・問い合わせ先

福岡社会保険事務局 保険課 保険管理係

〒812-8534 福岡市博多区博多駅前3-25-21 博多駅前ビジネスセンター2階

☎092-415-3620

Ⅰ. 健診実施機関の選定基準

健診実施機関の選定にあたっては、政府管掌健康保険生活習慣病予防健診実施要綱(以下「要綱」という。)によるほか、次に掲げる基準を満たしていると認める医療機関を選定するものとする。

1 健診を実施する施設の基準

- (1) 生活習慣病予防健診及び肝炎ウイルス検査(以下「健診事業」という。)を実施するに必要な医師及び臨床検査技師等が確保されていること。
- (2) 健診事業を実施するに必要な医療設備を保有していること。

なお、検体検査、乳がん検診及び子宮がん検診については外部委託ができることとし、外部委託を行う場合には、これらに必要な医療設備を保有している必要はないものであること。

- (3) 原則として、毎日(休診日を除く。)健診が実施できる体制であること。

- (4) 健診の受付、待合室の表示が明確にされているとともに、健診部門と一般診療部門が区分され、健診に必要な更衣室を有していること。

2 検査の精度管理

- (1) 検査の内部精度管理について、生化学検査等の検査に関してX-R管理図法等を用いた精度管理が毎日実施されていること。
- (2) 検査の外部精度管理について、日本医師会による臨床検査精度管理調査又はこれに準ずる精度管理調査に毎年参加し、その評価が良好であること。

日本医師会による臨床検査精度管理調査にあつては、各項目に「D*」が無いこと及び参加項目修正点が概ね「90点」以上であること。

- (3) 検査の精度管理上の問題点があった場合は、適切な対応策が講じられること。
- (4) 検体の取扱い、操作、保守管理、チェック体制等について適切な管理体制がとられていること。

3 検査データの記録の管理体制

受診者の健診結果データ、レントゲンフィルム等健診記録の管理（5年間保存）体制が整っていること。

また、要綱に基づく「生活習慣病予防健診結果データ」を磁気媒体により報告できること。

4 受診者に対する健康管理、保健指導等

- (1) 受診者に対する健診結果の説明、健康相談等に適切に対応できること。

なお、健診結果の説明、相談等に対応する場合は、受診者のプライバシーに配慮した施設（部屋）が確保できること。

- (2) 受診者に対する健診結果は、健診実施後概ね14日以内に通知できること。

5 精密検査が必要な者、治療が必要な者に対して、適切な措置のとれる連携医療機関を有すること

6 健診実施機関が保険医療機関の場合は、保険診療が適切に行われていることのほか、社会通念上健診実施機関としてふさわしいと認められること。

II. 政府管掌健康保険生活習慣病予防健診実施機関選定実施細則

1 趣旨

この実施細則は、政府管掌健康保険生活習慣病予防健診及び肝炎ウィルス検査並びに生活習慣改善フォローアップ健診(以下「健診」という。)実施機関の選定等に必要な事項を定めるも

のとする。

2 選定にあたっての考え方

健診実施機関の選定にあたっては、地域的バランス等を考慮し「広く健診の機会を受診者に」を指針とし選定するものとする。

3 選定の対象となる医療機関

健診実施機関の選定にあたっては、「健診実施機関の選定基準」によるほか、次に掲げる基準を満たしていると認められる医療機関を選定するものとする。

(1) 健診体制

- ア 健診は院内健診を原則とし、健診後の事後指導及び生活習慣改善フォローアップ健診の体制が整っていること。
- イ 健診実施時間は、受診者にとって十分配慮していること。
- ウ 健診結果通知票は14日以内に受診者に通知し、プライバシーの保護には十分留意すること。
- エ 健診に必要な更衣室を有し、健診着等配慮していること。

(2) 検査の精度管理等

- ア 乳房X線検査に係る撮影装置については、原則として日本医学放射線学会の定める仕様基準を満たしているものとし、少なくとも適切な線量及び画質基準を満たしていること。
- イ 乳房X線撮影を行う技師については、マンモグラフィ検診精度管理中央委員会が開催する乳房X線検査に関する講習会またはこれに準ずる講習会を修了した診療放射線技師であること。
- ウ 乳房X線検査の画像評価については、福岡県医師会等による精度管理調査に定期的に参加し、その評価が良好であること。

(3) 検査データの記録の管理体制

- ア 個人情報保護法を厳守し、保有個人データ等については、組織的安全管理措置を図ること。なお、精密検査等が必要な者について連携医療機関に受診者の情報を提供する際には、プライバシー保護に十分配慮して行うこと。

(4) 受診者に対する健康管理、保健指導等

- ア 健診を受けた者の生活指導・栄養指導、健康相談等について、医師、保健師、栄養士が適切に対応できること。

(5) 個人情報保護に関する取り扱い

- ア 個人情報保護に関し十分な知識を有する管理者、監督者等を定めていること。また個人情報保護の推進を図るための委員会等が設置されていること。
- イ 個人情報の取扱状況に係る規程等の遵守状況について、内部点検・監査を定期的に

実施していること。

ウ 従業員等に対し個人情報に関する関係法令や規程等の周知徹底を図るための教育、研修等が定期的実施されていること。

エ 健診を実施するに当たり、個人情報にアクセスする従事者を必要最小限に特定するなどの管理施策が実施されていること。

オ 検体検査、乳がん検診及び子宮がん検診について外部委託の場合には、委託先業者の個人情報保護に係る措置状況について適切な監督(実地の監査)が行われていること。

カ 個人情報の漏えい等、委託業務に係る事故が発生した際の連絡体制及び再発防止策の検討体制が整備されていること。

(6) 社会保険料については、納期内に納入されていること。

4 申請手続き

「健診実施機関の選定基準」及び上記 3 に掲げる基準を満たしている医療機関は、次に掲げる申請書等により、福岡社会保険事務局長に対し申請手続きを行うものとする

(1) 提出書類

ア 政府管掌健康保険生活習慣病予防健診実施機関申請書(様式 1)

イ 組織図(様式 2)

ウ 施設の見取図及び交通機関・駅からの道程(様式 3)

エ 政府管掌健康保険生活習慣病予防健診実施可能予定数調(様式 4)

オ 政府管掌健康保険生活習慣病予防健診新規指定申請機関調査(様式 5)

(2) 提出先

上記(1)の申請書等は、福岡社会保険事務局保険課保険管理係に提出すること。

5 審査及び選定

上記 4 により申請手続きを行った医療機関については、内容の審査及び実地調査等を行い、健診の実施機関としての選定を行うものとする。

6 委託契約

福岡社会保険事務局長は、健診の実施機関として選定された医療機関との間に「政府管掌健康保険生活習慣病予防健診等委託契約書」(別途)に基づき契約を締結する。

なお、契約期間は、4 月 1 日から、翌年の 3 月 31 日までの 1 年間とする。

7 その他

この細則は、平成 18 年 7 月 1 日から適用する。